

三重中央開発株式会社の管理型最終処分場建設事業環境影響評価方法書に係る意見書

関係機関名：伊賀市

番号	
1	・環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には必要に応じて選定した項目及び手法の見直しや追加調査、予測及び評価を行うこと。(環境政策課)
2	・市では、現在「伊賀市地球温暖化対策実行計画区域施策編」を策定中です(平成22年度完成予定)。これは、市内で発生する温室効果ガス削減政策を示したものですので、今後の事業推進についてはこの内容を考慮し、当該事業実施に伴う二酸化炭素吸収源の代替方策を構想すること(環境政策課)
3	・方法書の中で伊賀市内一般廃棄物資源化処理施設にしらさぎクリーンセンターが記載されているが、平成22年7月からその機能はさくらリサイクルセンターに移転されているので、今後はその施設能力を記載すること。(環境政策課)
4	・「伊賀市ふるさと風景づくり条例」に基づく計画を行い、必要ならば届出をすること。(都市計画課)
5	・29条の開発に該当する場合は、事前に伊賀市宅地造成事業に関する指導要綱に基づく手続きをすること。(都市計画課)
6	・農振法の農用地区域に指定されていますので、農用地区域からの除外の手続きを行うこと。また、農地法にも該当するため市(農林振興課)及び農業委員会に相談すること。(農林振興課)